

○永平寺町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	えい住支援課 0776-61-3922
永平寺町木造住宅耐震改修促進事業	補助	木造住宅耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修: 最大175万円(伝統的民家の場合:最大237.5万円) 部分改修: 最大175万円	
住み続ける福井支援事業補助金	補助	永平寺町への定住促進および住環境の向上を図るため、空き家住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯等の住まいを支援 【対象者】町外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員等、新たに多世帯同居・近居する者 ※町内に10年以上居住することが条件。 【補助金額】※①②の場合、空き家等情報バンク登録物件に限る ①空き家購入支援 最大60万円(購入費用の1/3以内) ※永平寺地区・上志比地区に所在する空き家の場合、加算補助あり ※安心R住宅購入または多世帯同居・近居する場合は、加算補助あり ※子ども3人以上の世帯場合、加算補助あり ②空き家リフォーム支援 最大60万円(リフォーム費用の1/3以内) ※永平寺地区・上志比地区に所在する空き家の場合、加算補助あり ※子ども3人以上の世帯場合、加算補助あり ③旧耐震住宅の建替え:最大30万円(建替え費用の1/3以内) 新たに多世帯同居するためのリフォーム費用に対する支援 【補助金額】 最大60万円(リフォーム費用の1/2以内) ※福井県内に本社または本店を有する建設業者などが施工することが条件。	
永平寺町ブロック塀等の安全対策事業補助金	補助	災害時の緊急車両の通行確保等を図るため避難路における危険ブロック塀等の除去等に補助 【補助金額】 危険ブロック塀の除去に要する費用:最大10万円(除却費用の2/3以内) 危険ブロック塀の除却+県産材を使用した木塀の建替え:最大20万円(除却・建替費用の2/3以内)	
永平寺町空き家家財処分支援事業	補助	空き家の所有者等が家財道具等を処分する費用を支援 【補助金額】 空き家内の家財処分に要する費用:最大10万円(処分費用の2/3以内) ※空き家情報バンク登録物件または本事業完了後速やかにバンク登録する物件	
永平寺町空き家賃支援事業	補助	空き家を賃貸する者に対し、家賃の一部を支援 【補助金額】 賃貸空き家に係る賃貸料:最大月額3万円(月額賃貸料の1/2以内) 【交付期間】 最大12ヶ月 ※空き家等情報バンク登録物件に限る	
永平寺町空き家対策居住環境整備事業	補助	土地の流動化を促進するため、空き家等を解体及び撤去し、土地の所有権移転をした場合に空き家等を解体及び撤去した費用の一部を補助 【補助金額】最大20万円(解体及び撤去費用の1/3以内)	
永平寺町移住定住促進に向けた空き家解体及び撤去事業	補助	永平寺・上志比地区において適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却し、土地の所有権移転をした場合、空き家等を解体及び撤去した費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(解体及び撤去費用の1/3以内) 老朽空き家:50万円、準老朽空き家:30万円を限度とする	防災安全課 0776-61-3951
永平寺町空き家等解体及び撤去事業	補助	適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(解体及び撤去費用の1/3以内) 老朽空き家:50万円、準老朽空き家:30万円を限度とする	

(次頁へ続く)

○永平寺町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町住まいる定住応援事業		住宅の所有者が45歳未満の人。中学生以下の子どもがいる場合は45歳以上の人も対象で、転入または転居日から1年以内に申請すること	えい住支援課 0776-61-3922
住宅取得支援金	補助	【新築住宅の場合】 10万円 【中古住宅の場合】 5万円	
子育て支援金 (中学生以下)	補助	転入前に町外に引き続き1年以上居住した転入者で、新規に住宅を取得した人が対象 【助成金額】 転入時に中学生以下の子ども1人につき10万円	
永平寺・上志比地区定住促進に向けた住宅用地取得・住宅建築助成金	補助	永平寺・上志比地区で住宅用地取得、新築住宅を取得した場合、取得費用の一部を補助 【助成金額】住宅用地取得助成金 50万円(住宅用地取得価格の1/10以内) 住宅建築助成金 50万円(住宅建築価格の1/20以内)	福祉保健課 0776-61-3920
永平寺町結婚新生活支援事業補助金	補助	【支援要件】 ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象 ・婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が500万円未満の世帯 ・対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より3年以上継続して居住する意思があること 【支援対象】令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、次の項目に該当し支払ったもの ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき(敷金、礼金、家賃など) ・住宅のリフォーム費用(結婚を機にリフォームする際に要した費用) ・婚姻に伴い引っ越したとき(引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費) 【支援金額】29歳以下 …… 上限60万円 30歳以上39歳以下 …… 上限30万円	
住まい環境整備支援事業	補助	住宅のバリアフリー化改修等に対する助成 【対象者】 ・要介護3以上の認定を受けている高齢者 ・要介護1～2で車いすを使用する高齢者 ・認知症や障害により一定の要件を満たす要介護1～2の高齢者 【助成額】上限80万円(対象工事費の原則9割※を助成) ※一定以上の所得がある場合には8割助成もしくは7割助成	
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要 【支給金額】上限18万円(対象工事費の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割支給もしくは7割支給	
重度身体障がい者住宅改修事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) ・下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・上肢機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険に基づく住宅改修費、日常生活用具給付等事業の住宅改修費を受けた方は限度額は60万円	
日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等、障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うものに要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。